



健感発第0801001号

平成19年8月1日

各 (都道府県) 衛生主管部(局)長 殿  
政 令 市  
特 別 区

厚生労働省健康局結核感染症課長



### 潜在性結核感染症の取扱いについて

これまで、結核予防法(昭和26年法律第96号)に基づく結核対策においては、「初感染結核に対するINHの投与について」(平成元年健医感発第20号)により、一定の基準を満たす者を初感染結核として定め、治療を受けるために必要な費用を公費負担の対象としてきた。

今般、結核予防法を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)に統合し、初感染結核の取扱いを廃止し、結核の医療の必要のある潜在性結核感染症を、法第12条第1項に基づく届出の対象とし、法における結核患者として取り扱うこととしたところである。

については、届出のあった結核患者から法第37条の2の規定に基づき公費負担の申請があった場合、法第24条による感染症の診査に関する協議会の審議の結果、負担することが適当と認められた者に対しては、公費負担の規定が適用となるので、適切に対応されたい。

各 都道府県・政令市・特別区 衛生主管部(局)結核・感染症担当官 殿

日頃、感染症対策の推進に当たっては、御協力をいただきありがとうございます。

さて、本日8月1日付けで標記に関する通知を別添ファイルのように発出しております。  
潜在性結核感染症に該当する方への投薬は、予防ではなく治療であることから、今後は従来のように29歳以下に限定せず(年齢に関係なく)、本人より申請があり診査協議会で認められれば、公費負担の規定が適用となりますのでご注意ください。

また、これまで公費負担の対象となっていなかった方については、本通知後も継続して治療にあたられる方については、今後は、公費負担の対象となる旨申し添えます。

よろしく願いいたします。

<<潜在性結核感染症通知.pdf>>